

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

就学支援金は、対象となる学校に在学する生徒に対して月額 9,900 円(年額 118,800 円)を限度として支給されますが、保護者の所得に応じて、以下のように一定額加算されます。

1. 年収 250 万円未満程度の世帯の生徒は、月額 9,900 円(年額 118,800 円)加算
2. 年収 250 万円～350 万円未満程度の世帯は、月額 4,950 円(年額 59,400 円)加算

高等学校等修学支援金について詳しくは、文部科学省ホームページでご確認下さい。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292148.htm

リーフレット http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/_icsFiles/afieldfile/2010/04/01/1292196_1.pdf

保護者の所得に応じた就学支援金の加算について

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292292.htm

京都バレー工専門学校 高等課程授業料納付額は、高等学校等就学支援金を減額し以下となります。

区分		就学支援金年額	第 1 期	第 2 期	第 3 期
既 定	授業料年額 660,000 円 維持費年額 20,000 円		授業料 220,000 円 維持費 10,000 円	授業料 220,000 円 維持費 10,000 円	授業料 220,000 円
一般世帯		118,800 円	授業料 180,400 円 維持費 10,000 円	授業料 180,400 円 維持費 10,000 円	授業料 180,400 円
低所得世帯A 市町村民税所得割額 18,900 円未満 (年収 250～350 万円未満程度)		178,200 円	授業料 160,600 円 維持費 10,000 円	授業料 160,600 円 維持費 10,000 円	授業料 160,400 円
低所得世帯B 市町村民税所得割額非課税 (年収 250 万円未満程度)		237,600 円	授業料 140,800 円 維持費 10,000 円	授業料 140,800 円 維持費 10,000 円	授業料 140,800 円
在籍 36 ヶ月を超える学生		0 円	授業料 220,000 円 維持費 10,000 円	授業料 220,000 円 維持費 10,000 円	授業料 220,000 円